

香川県完全週休2日制モデル工事实施要領（建築編）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における土曜日及び日曜日を休日とした完全週休2日制の推進に向けた課題を把握するために実施する、香川県完全週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）のうち建築工事に係るものに関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 建築工事においてモデル工事を実施する対象は、総務部営繕課又は土木部住宅課において発注する工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 発注者が設計図書において指定したもの
- （2） 設計金額が5,000万円以上の建築一式工事のうち、受注者より当該受注工事をモデル工事としたい旨の申出を受けた場合において、発注者が適当と認めて通知したもの

（休工日の確保）

第3条 モデル工事の受注者（以下、単に「受注者」という。）は、原則として、土曜日及び日曜日を休工日とした完全週休2日制により、工事の施工を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- （1） 災害時の緊急対応
 - （2） 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業がある等、相応の理由がある場合で、あらかじめ工事監督員の承諾を受けた場合
 - （3） その他緊急対応等でやむを得ない場合で、発注者から作業の指示があった場合
- 2 受注者は、やむを得ず土曜日又は日曜日を休工にできない場合は、あらかじめ工事監督員の承諾を受け、休工日の振替を行い完全週休2日制とすることができる。

（休工の定義）

第4条 前条の休工とは、工事現場及び現場事務所での全ての作業を一時的に中断し、現場を閉場することをいう。

（入札公告等における記載）

第5条 発注者は、第2条第1項第1号のモデル工事又は同項第2号のモデル工事としたい旨の申出を受けることができる工事を発注するときは、入札公告及び特記仕様書に、モデル工事又はモデル工事としたい旨の申出を受けることができる工事である旨を記載するものとする。

（実施内容）

第6条 受注者は、工事施工期間中、標識等掲示板にモデル工事である旨を記載するものとする。

2 受注者は、工事着手前に、モデル工事である旨及び下請負人を含めた作業員への周知方法を総合施工計画書に記載するとともに、土曜日及び日曜日を休工日とした完全週休2日制による全体計画工程表を作成のうえそれぞれ工事監督員に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第3条第1項第2号及び第2項の工事監督員の承諾及び第3項の発注者からの指示は、工事打合せ簿により行う。
- 4 受注者は、休工日の確保が確認できるよう、工事日報等に記載し、発注者に提出しなければならない。
- 5 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(アンケート調査の実施)

第7条 受注者は、竣工検査日までにアンケートを発注者に提出しなければならない。

(工事成績評定)

第8条 モデル工事が工事成績評定の適用対象工事であるときは、発注者は、受注者の完全週休2日制の取組み結果について、評価を行う。

- 2 前項の評価は、考査項目のうち創意工夫の項目において行う。

(休工の実績等の公表)

第9条 発注者は、モデル工事の工事名、受注者名、工期、休工の実績を公表するものとする。

(経費の負担)

第10条 モデル工事の実施により増加する経費は受注者の負担とする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から試行する。